

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
1	1	前文	「私たち市民は、まちの緑が周辺の森の緑とつながりあう豊かな環境を創造し...願っています。」の部分は、緑のまちづくりをめざすというもので市民参加条例の前文としては唐突すぎる。 「流山市は緑豊かな住宅地として発展するなか、様々な市民活動が新旧住民の多様性を活かしながらまちづくりに関わってきています。」	ご意見を参考にして、前文の冒頭を削除し、次のように整理しました。 私たち市民は、市民自治によるまちづくりを推進するために流山市自治基本条例を制定し、また、時を同じくして、議会は、流山市議会基本条例を制定し、議会への市民参加を進めている。 市民参加を促進し、定着させるためには、豊かな知識と経験を持つ私たち市民は、主体的に市政に参加し、生活実感に基づく考えや思いを市政に反映させることが大切であり、市民及び市は、流山市自治基本条例にうたわれている、市民が自治の主体であり主権は市民にあることを、より一層認識するとともに、市民が市政の情報を共有しながら市政に参加できる確かな仕組みを定める必要がある。 私たち市民は、主権者としての市民が市政に参加することができる制度を確立させ、流山に住んでよかった、これからもずっと流山に住みたいと思えるまちづくりができるようにするため、この条例を制定する。	有
	2	第3条 (基本原則) 第1項	第3条1項「改善の各段階のうち、市民等、市、及び議会が必要と判断する・・・」 「市民等、市、及び議会が必要と判断する」を削除。 「問題発見・・・改善の各段階」の市民参加のあり方について逐条解説で具体的な運用を示してほしい。	市民参加は、効果的かつ効率的に行われる必要があると考えることから、修正はありません。 また、各段階の市民参加については、説明が必要と考えます。	無
	3	第21条 (市民等の市民自治の実践等) 第1項 第2項 第3項	第21条 1項「・・・実践するよう努めるものとする。」 2項「・・・解決を図るよう努めるものとする。」 3項「・・・組織を作るよう努めるものとする。」 以上の「努めるものとする」はこの条文には馴染まない。なぜならば市民参加条例に地域コミュニティへの参加の章を設けた趣旨は、地域コミュニティが市民にとって可能性を拓くものであることを示し、保障することであつたはずだ。努力義務を書き連ねると市民への強制の意味合いが強くなり市民自治と相反する。 1.2.3項は「・・・することができる」に書き換える。 項として追加「市民等は地域コミュニティに参加しなくても不利益をこうむらない」	本条は、流山市自治基本条例の第6条の地域コミュニティの理念を具現化したものとして規定していることから、修正はありません。	無
	4	第25条 (所掌事務)	第25条所掌事務の項に追加 市民参加に関する不服の受付、調査、改善のための提案	流山市市民参加推進委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関であり、不服の受付はできないことから、修正はありません。	無
	5	第26条 (組織等)	第26条 市長が「議会の同意を得て」を追加	流山市市民参加推進委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関であることから、委員の委嘱については、市長の責任において行うべきものと考えます。	無
	6	その他	条文には記述されていないが、「庁内専任部署の設置」庁内間の推進役、推進委員会と庁内の連携等かなりの任務を負う重要なポストで専任の必要性がある。逐条解説でその任務と担当ポストを明確に書きこんでおくべきである。	市民参加の推進は、全庁的に取り組むものであり、専任部署の設置は、考えておりません。	

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
2	1	第2条 (定義) (1) (3) (4) (5)	用語の追加：「市民等」とし、用語の意味を追加し(1)とする。 市民から突然「市民等」の文言が各条文に記されており市民と市民等の定義が不明で不条理である。従って自治基本条例の用語定義と同じとする。 (1)パブリックコメント手続の項の3行目：「意見等を考慮して」の考慮を削除して、「意見等を総合的、多面的に検討して」に変更する。考慮では、前文後段(2ページ上から3行から6行)の主旨からすると市民の意見を反映する意図が見えない。 (3)意見交換会の項：「・・・市民等の意見を聴くため」を「市民等の意見を聴き政策に反映のため」を挿入。聴くだけでは、単なる意見だけで、要は市民の意見を聴いてなんに反映するかが必要である。 (4)無作為抽出型市民会議の項：「・・・討議することにより意見を集約し、提言をまとめていく会議をいう。」を「・・・討議し、課題に関する意見をまとめ提言する会議をいう。」に文言を変更する。「意見を集約し、提言をまとめていく」とあるが、提言をまとめる会議ではおかしい。 (5)政策提案制度の項：「・・・その提案に対し、市が意思決定を行う」の文言に「・・・その提案に対し、市が総合的、多面的に検討し意思決定を行う」と字句の挿入をする。意思決定の過程が不明確であるため。	この条例は、第1条に規定するように、流山市自治基本条例第16条に基づいて、市民等の市政への参加を保障するため定めることから、「市民」及び「市民等」の定義は、自治基本条例と同じです。こうしたことから、本条例で改めて用語の定義はしません。 ご意見を参考にして、次のように修正しました。 (1)パブリックコメント手続 政策の策定に当たり、当該策定しようとする政策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を多面的、かつ、総合的に検討して当該政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。 意見交換会の目的を明確にするため、次のように修正しました。 (3)意見交換会 政策について市民等の意見を聴き、政策に反映させるため、市が開催する会議をいう。 会議の内容を明確にするため、次のように修正しました。 (4)無作為抽出型市民会議 無作為で選ばれた市民が市の設定した課題に関して小人数のグループで学習及び討議をし、課題に関する意見をまとめ、提言をする会議をいう。 意思決定の過程を明確にするため、次のように修正しました。 (5)政策提案制度 市民等が具体的な政策を提案し、その提案に対し、市が多面的、かつ、総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方等を公表する一連の手続をいう。	有
	2	第3条 (基本原則) 第1項	問題発見の字句は削除した方が良い。 また、・・・必要とする局面は各々が判断して参加できると解するが、市民等が勝手に決めて参加はできないのではないか。そこで「・・・各段階のうち、市民等の要請のほか市及び議会は市政運営及び議会運営において参加の機会を設けなければならない。」に変更する。	市や議会の知り得ない市民のニーズ、課題が市民参加により顕現化することがあり、問題発見の段階から、市民参加の機会を保障することは、必要なことと考えます。 また、市民等は、政策提案制度によって、公益的な観点から、行政の運営に関する提案をすることができることから、市民等の自主性は尊重されると考えます。	無
	3	第4条 (市の責務) 第2項	字句の挿入、変更、削除、・・・市民等の意見を十分考慮し政策に活かすよう削除し、政策の策定に当たっては市民意見が効果的に反映されるよう努めなければならない。に字句の挿入、変更を。	第4条第2項は、市民等の意見を十分考慮し、政策に活かすよう努めることを定めたもので、同趣旨と考えることから、修正はありません。	無
	4	第9条 (意見等の処理) 第1項	字句の削除挿入 ・・・意見等を考慮して、パブリックコメント手続を・・・の考慮を削除し、・・・意見等について総合的、多面的に検討して、パブリックコメント手続を・・・に字句の挿入変更を。考慮では素案前文後段(2ページ上から3行から6行)の主旨からすると市民の意見を反映する意図が見えない。	第2条第1項第2号のパブリックコメント手続の定義を修正したことにより、次のとおり修正しました。 第9条 市は、前条の規定により提出された意見等を多面的、かつ、総合的に検討して、パブリックコメント手続を行った政策について、意思決定を行うものとする。	有

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
2	5	第10条 (委員の公募) 第1項	<p>審議会等の委員の定員構成について法令で定められていることについて、素案前文(1ページ下から4行)・・・豊かな知識と経験を持つ私たち市民は、主体的に参加し、・・・の主旨から、市内には学識経験者、豊かな知識と経験者が在住されており、公募に当たって学識経験者、専門知識者(専門従事者・経験者、商工、農業等)、一般市民(生活者等)、市民活動団体などの枠決めをして公募したらいい。</p> <p>理由として、市政の意思決定にあたって、昨今の審議会の委員の大半は、市が特定した委員(市の政策立案案件の内容の意向に沿って会議を進めまとめてくれる人即ち御用委員)を探し委嘱する御用委員が多くを占め、市民の公募枠が少ないのが現状である。</p> <p>これらのことから、委員の討議の方向が市の求めた案件の内容を追認し、提言され、真に市民の意見が反映されていないことが現状である、市民参加による意見・提案を大切に、法令に基づく審議会及び委員会等を開催する委員又は会議の委員は、市民の公募の中から委員を決めることが大切である。</p> <p>従って御用委員は辞めることが大事である。これが、市民による市民権による市民自治を進める基本です。ただし、公募しても公募者がいない場合はこの限りではない。この場合は、第24条の市民参加推進委員会に報告し意見を聴く。従って、第10条の審議会等については次の通りに条文の変更を。</p> <p>第10条 市は、審議会等(対象事項(第5条第4項及び第5項の規定により、市民参加の対象となる事項を含む。以下「対象事項等」という。)の審議等を行うものに限る。以下この節において同じ。)の委員の選任に当たっては、豊かな知識と経験を持つ市民から公募し、学識経験者、専門知識者(専門従事者・経験者、商工、農業等)、一般市民(生活者等)、市民活動団体から公募し、法令に基づく構成を決めるものとする。ただし、公募しても、その該当者がいない場合は、その限りではない。この場合は、委員候補者を選び、第24条の流山市市民参加推進委員会に報告し意見を聴かなければならない。</p>	<p>豊かな知識と経験を持った市民等が応募しやすいよう構成については、本条例では、特段規定しません。</p>	無
	6	第18条 (政策提案の審査等) 第1項 第3項 第21条 (地域コミュニティ)	<p>条文の字句の削除と追加 政策提案の採否を決定するに当たっては、第24条に規定する流山市市民参加推進委員会において意見を聴かなければならない。を削除し、次の字句に変更する。政策提案の採否は、第24条に規定する流山市市民参加推進委員会の審議による採否を尊重し、採決された案件について政策案件として具現化に努めなければならない。</p> <p>市民自ら政策提言を審査し採否を判断することは、市民自治を進める本条例の主旨に合うことから。</p> <p>前項の主旨から・・・の審査結果を踏まえ、提出された政策提案を総合的に検討し、検討結果及びを削除し、次の字句に変更・・・による審査の結果及び採否の理由を提案者に通知・・・</p> <p>採否の理由は流山市市民参加推進委員会の審議結果を通知すれば良い。</p> <p>6項追加 市及び議会は、住民自治協議会によって課題の合意がされ、地域課題の提案を第24条 流山市市民参加推進委員会によって採択された案件については、尊重し具現化に努めるものとする。</p>	<p>流山市市民参加推進委員会は、市が行う事務・事業について必要な審査、審議又は調査等を行うため設置された機関であり、行政執行の最終権限は、市にあります。こうしたことから、流山市市民参加推進委員会は、提案の最終的な採否を決定することはできませんが、市は、委員会の審査結果を尊重し、検討することになります。</p> <p>提案者は、市に対して提案し、流山市市民参加推進委員会では、その提案された内容を審査します。市は、委員会での審査結果を踏まえて、検討し、採否を決定することから、決定後に市が通知することが適当と考えます。また、住民自治組織の提案については、第21条第5項の規定を踏まえて、検討されるべきものと考えます。こうしたことから、修正はありません。</p>	無

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
2	7	第26条 (組織等) 第1項	<p>1項の条文を削除し次の条文に変更。 推進委員会は、豊かな知識と経験を持つ市民から公募し、市長が委嘱する15名以内の委員をもって組織する。 公募は、学識経験者、専門知識者(専門従事者・経験者、商工、農業等)、一般市民(生活者等)、市民活動団体から公募し、委員の構成を決めるものとする。 公募する構成は、 (1)学識経験者、専門知識者(専門従事者・経験者、商工、農業等) 5人以内 (2)市民活動団体 3人以内 (3)一般市民 7人以内 ただし、公募しても、その構成の該当者がいない場合は、その限りではない。</p> <p>第26条第1項を条文から削除し、変更する理由 前文後段(2ページ上から3行から6行)「私たち市民は、主権者としての市民が市政に参加できる制度を確立させ、流山に住んでよかった、これからはずっと流山に住みたいと思えるまちづくりができるようにするため、この条例を制定します。」となっており、この市民参加条例は、行政運営に市民が主体的に関わる主旨になっており、第10条(審議会等)、第18条(市民提案の審査等)、第21条(市民等の市民自治の実践等)は、正に市民が主体的に関わらなければならない条文として、重要であり条文の変更をしていただきたい。</p>	<p>この条例では、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募による市民の割合は、委員の総数の3分の1以上になるよう努めることを定めています。流山市市民参加推進委員会は、市民参加を推進するために設置された組織であり、委員の公募に当たっては、市民等が主体的に関われる構成で選任する必要があると考えます。こうしたことから、豊かな知識と経験を持った市民等が応募しやすいよう構成については細分化しなかったもので、修正はありません。</p>	無
3	1	第2条	<p>「市民等」について 総則以降、「市民」と「市民等」の言葉が使い分けられている。 市民等の「等」は「市民」以外の具体的存在を意味するのか？ そうでないのなら「市民」に統一した方が抵抗感なく読める。</p>	<p>この条例は、第1条に規定するように、流山市自治基本条例第16条に基づいて、市民等の市政への参加を保障するため定めることから、「市民」及び「市民等」の定義は、自治基本条例と同じです。</p>	無
	2	第13条 (意見交換会の公表)	意見交換会への参加者について、その選任方法を含めて記述がない。	意見交換会は、広く市民等の意見を聴く目的で開催するため、参加者及びその選任方法についての規定は、設けていません。	無
	3	第15条 (参加者の選任及び代表者の選出等)	無作為抽出型市民会議 審議会、意見交換会とどうテーマ(案件)を区別するのか判然としない。会議体の整理、効率化は「民間機関の合理化」の具体的手段の一つ。市民参加の会議体についても、整理統合するほうが良いと感じる。行政コスト削減の目的とも合致する。	市民参加の方法には、それぞれ特性があり、政策等の内容により、市民参加の手法が最も効果的と思われる時期に効果的な方法を実施することが必要と考えます。	無
	4	その他	単なるガス抜き作業とならないよう、運営に留意されたい。	条例の適切な運用に努めていきます。	無
	5	その他	サイレント・マジョリティの意見集約をどうするか、工夫が必要。	流山市自治基本条例の基本理念で、市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければならないことが定められています。こうしたことから、広く市民の意見を集めるため無作為抽出型市民会議を参加の方法として、取り入れましたが、その他の参加の方法についても、調査、研究に努めます。	無
	6	その他	市からの情報の公開について、デジタル・デバイドが生じないよう工夫と努力が必要。	市民参加の推進においては、情報共有が重要であることから、デジタル・デバイドを解消するよう調査、研究に努めます。	無

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
4	1	市民参加条例の位置づけについて	<p>市民参加条例の位置づけについて</p> <p>一般市民の市政に対する市民参加の権利は、以下の通り分類できます。</p> <p>1. 市の意思決定権者を選任する権利（市長、市議員の選挙権、リコール権など）</p> <p>2. 市の意思決定をする権利（住民投票権、住民投票請求権など）</p> <p>3. 市に色々なことを要望できる権利。</p> <p>4. 市と協力し合い自助、共助、公助の連携で、心の通った安心できるまちづくりに参加しながら、市政のスリム化を推進できる権利。</p> <p>5. 市政の実務に直接参加できる権利。（市職員になる権利など）</p> <p>流山市市民参加条例素案（案）は、上記3.の「市に色々な・・・できる権利」のみの行使に関する取り決めと私は理解します。</p> <p>少子高齢化が進み、今後ますます行政支出の増大が見込まれる中で、潤いのある街づくりの市民参加は、今後重要な柱となる筈です。</p> <p>したがって、4.の「市と協力し合い、・・・スリム化を推進できる権利」を行使する仕組みも、具体的にこの条例に、盛り込んで頂きたいと思えます。</p> <p>一方、1.、2.、5.の権利に関しては、日本国民の生存権を保障する最後の砦である“国民固有の権利”であり、住民基本台帳に記載された成人、即ち、日本国民の成人に与えられた権利であります。</p> <p>この権利は、人権、平等、差別、共生社会等を根拠に主張される権利とは、全く別の次元の異なる権利であります。</p> <p>後世に、禍根を残さないよう、今後とも地に足をしっかりと着け、冷静に、街づくりを進めて頂きたいと思えます。</p>	<p>「市と協力し合い自助、共助、公助の連携で、心の通った安心できるまちづくりに参加しながら、市政のスリム化を推進できる権利」を行使する仕組みについては、第21条に規定する、市民等が市政及び地域活動に意見を表明し、行動することによりスリム化されると考えます。</p>	無
	2	諸委員会委員の経歴の公開について	<p>市民の代表たる、審議会委員、無作為抽出型市民会議委員、市民参加推進委員会委員の経歴は、公平性、公正性、中立性を担保する上で重要であり、また、市民の代表としての重責を担っている、という自覚をもって頂く意味でも重要であるため、詳細に公開して頂きたい。</p> <p>言うまでもなく、これらの各委員は全て、日本国籍を有する、日本国民でなければいけません。</p>	<p>個人情報の保護の観点から、現在のところ経歴を公表することは考えていません。</p>	

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
5	1	条例全文 般、第2条 (定義)	<p>流山市自治基本条例(平成21年流山市条例第1号)は、「市民等」の定義は、「流山市在住者、通勤・通学者、市内事業者」としている。これには、日本国籍を有する住民の外、定住の外国籍の市民も含まれている。</p> <p>外国人だからと言って差別するつもりはないが、定住外国人の中にも母国語しか話せず、また日本の生活習慣も習熟していない人たちがいる。そういう人たちに対して、流山市民参加条例素案の第5条(市民参加の対象)の総ての項目を適用することに無理がある。そのことが分かっているから、パブリックコメント、審議会等、意見交換会、無作為抽出型市民会議、政策提案制度を規定している条文には、「市民等」という用語は全く使われていないのだろう。しかしながら、この条例の精神から言えば、永住外国人の人が「この情報を知りたい」「審議会に参加したい」と言ってくれば、市は拒めない筈である。そんな場合を想定して、市はパブコメ用資料の外国語翻訳、審議会等で同時通訳提供を行うことも視野に入れて条文規定を練り上げているのだろうか。そのような不具合を避けるため、外国人に適用されない条項を整理して「この項は外国人には適用されない」という語句を条文のどこかに謳った方がいいのではないか。</p>	<p>この条例は、流山市自治基本条例第16条に基づいて定めることから、「市民」及び「市民等」の定義についても、自治基本条例の定義と同じです。こうしたことから、各条文の解釈や運用は、定義に則り行うべきものと考えます。</p>	無
	2	第6条 (市民参加の方法) 第1項 (4) 第5節 無作為抽出型会議 第15条 (参加者の選任及び代表者の選出等) 第16条 (無作為抽出型市民会議の開催及び公開)	<p>これらの項は、直接民主主義的表現濃厚で、憲法/地方自治法に謳われている「地方自治の本旨」、所謂、市長と議会による二元代表制の自治の仕組みに抵触する。市(市長)と市民会議が慣れ合い関係となり、市(市長)の好むテーマにて市民会議から提言書をもらうやり方では、「議会軽視」「議会無視」になるのではないか。これは、市長への強化であり、議会・議員の地盤沈下は免れない。従って、この会議の運用には十分な配慮がなされなければならない。</p> <p>この種の市民会議は、流山PI方式市民協議会の変形と言えよう。そして、この会議への参加者の決め方にも問題がある。住民基本台帳により無作為で選ばれた市民のうちから市民会議への参加者を希望する者から選ぶというが、このような方式を実際に行った自治体の成功事例があったのか、なかったのか、甚だ疑問である。</p> <p>一般の市民は、日常職業を持っていて政治参加したくても出来ないのが実情である。そこへ行政側から「あなたは無作為抽出されたので市民会議に参加しませんか?」と言われても困ってしまうだろう。それとも裁判員制度のように、行政側が無作為抽出した市民会議参加者リストを用意しておくのだろうか。実施事例もなく、流山市が頭で考えただけのものであれば、市民参加条例の中に規定するのは危険であり、第5節(無作為抽出型市民会議)を全文削除すべきだろう。実施例があり、自信があって条文規定したのであれば、このままの条文でもよかろう。外国人に適用できないことは当然である。</p>	<p>無作為抽出型市民会議は、住民基本台帳に記録させている市民の中から無作為に対象者を抽出します。会議の運営は、公平、公正に行われ、意見としてまとめ、さらに市が提言を検討して、政策等に活かしていくものです。</p> <p>こうしたことから、執行機関等である市が、その政策を実施するに当たり、市民参加の一手法として実施するものであり、市長、議会がともに住民を代表する二元代表制を否定するものではないと考えます。</p>	無

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
5	3	第21条 (市民等の 市民自治の 実践等) 第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第21条1項から4項にわたって、市民等は、(中略) 市政及び地域活動に意見表明し市民自治を实践するよう努めるものとする。課題解決を図るよう努めるものとする。積極的に連携を図る組織を作るよう努めるものとする。参加、行動できる環境の整備に努めるものとするとして規定されているが、これら4つの規定には、主語が市民等であり、外国人を含む市民等が初めて登場する規定となっているが、努力規定に終始し、実質的には何もやらなくてもよいというものである。これ以外の個所には市民等が使われていない。つまり、この条例は日本語ができない/日本の習慣が理解できない外国人には縁もゆかりもない条例だと言ってもいいのではないかと。 第21条第5項に「市及び議会は、地域コミュニティの活動が効果的な成果を上げられるよう環境の整備に努めるとともに、必要に応じて支援するものとする。」との規定を追加したことにより、第21条の意味付けがやっとできた。そして「市民等」の用語を使っている流山市自治基本条例との関連性をかろうじて守ったと言うべきであろう。		
	4	条例見直し 規定の追加	条例案の全文を通して読むと、随所に不備な点が見受けられる。今後条文の修正・追加・削除などが考えられよう。よって、施行より3年程度経過した際には条例は見直しするという規定を設けることが適切ではないか。	この条例に基づく市民参加の制度が、市民等の意見を反映したものに なっていることや社会情勢の変化に対応しているかどうかなどを検討 し、見直すことは必要と考えます。こうしたことから、市は、流山市市 民参加推進委員会の所掌事務に「この条例の見直しに関する事項」を定 めています。	無
	5	その他 経過措置の 追加	審議会等の市民公募委員枠は、第10条1項に3分の1以上になるよう努める。さらに別の条では、「基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画に市民参加させる」と規定している。「この条例が施行される前に着手している行政活動には市民参加を行うことが困難であろう。それが認められるものには市民参加の規定を適用しない」と経過措置規定を設けた方がよい。	市民参加の対象事項は、条例施行時において、既に着手されていたり、着手のための準備が進められ、市民参加の手続を実施することができないものもあることから、必要な経過措置を設けます。	有
6	1	第10条 (委員の公 募) 第1項	以下 ~ の意見を表明します。 このような市民にとって大事な条例に一人でも多くの意見表明があることが望ましい。残念ながらパブリックコメントが条例案や計画案の修正に影響を与えた事例はないとは推測していますが、市議会の各議員のご参考になればとの思いもあり応募いたします。 第10条 「委員の総数の3分の1以上」を「委員の総数の2分の1以上」と修正されたい。	公募市民の割合については、3分の1以上をひとつの目安としたもので、上限を定めたものではないことから、修正はありません。	無

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
6	2	第11条 (会議の公開等) 第12条 (会議録の作成及び公表)	「会議の公開」とするが、会議に際して委員に供されるすべての附属資料(不開示とするべき情報を除く)を傍聴者に公開し、会議録の公表に際しても付言されるべきである。 第11条、第12条は以上の考え方を踏まえ、適切に修正されたい。	会議の議論を傍聴者にわかりやすくするためには、情報提供することが重要です。こうしたことから、次のように条文を追加しました。 6 審議会等の長は、審議会等の傍聴者に対して、必要な資料提供と積極的な情報提供に努めるものとする。 審議会等の傍聴者に対する資料提供に関する条文を追加したことにより、次のように条文を整理しました。 第12条 審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令(条例を含む。)に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければならない。この場合において、会議に提出された資料(不開示情報を除く。)を併せて公表しなければならない。	有
	3	第21条 (市民等の市民自治の実践等) 第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第21条 1、2、3、4項はいずれも「市民等は・・・努めるものとする。」と市民等の努力義務を謳っていて、おおいに違和感がある。 自治基本条例第6条では地域コミュニティを「自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団」と規定しており、例えば自主的な英会話や料理などの各種サークルも含まれる。 したがって、市民等が「地域コミュニティ」に参加するかどうか、また参加はしても、活動するかどうかは、「地域コミュニティ」の定義から言って、当然に個人の自由である。このような「地域コミュニティ」に参加したくてもできない市民、あるいは参加の意思のない市民もいる。 自治基本条例第6条の条文は以上の自明の理を前提にしており、市民参加条例素案(案)はこれを拡大解釈した条文案となっている。 よって第21条の適切な修正をされたい。 あえて第21条1～5項を全面修正できないなら、次の第6項を追加されたい。 第6項 市民等は地域コミュニティへの参加や活動の有無、程度の差や、意見の相違等によって、いかなる不利益も負うことはない。	本条は、流山市自治基本条例の第6条の地域コミュニティの理念を具現化したものとして規定していることから、修正はありません。	無
	4	第23条 (協働における市の役割)	1号から5号までを規定しているが、迫力が不足している。自治基本条例第15条第3項に即して、市の「制度の整備」(解説によると「条例などの整備のほか、庁内などの体制の整備もふくまれる・・・」)の具体策をこの条例で規定してほしい。	流山市自治基本条例第15条の規定に基づき、協働を推進するための仕組みや制度を明らかにしたものです。庁内の体制等については、別に定めます。	無
	5	その他 子どもの意見表明の機会の保障	自治基本条例第12条は、子どもが自己に関係がある事柄について、意見の表明というまちづくりへの参加の機会を保障している。市民参加条例において、この事をより具体的に担保されたい。	次世代を担う子どもたちが自らの意見を表明できる機会を設けることは、自治能力を形成していくうえで重要な意味があります。市民等が自ら提案する政策提案制度は、年齢要件を設けていないことから、子どもの意見表明の機会の保障を具体的に担保していると考えます。	無
7	1	第4章 地域コミュニティ	第4章表題を「地域コミュニティへの参加」とする。 市民参加条例であり、地域コミュニティへの市民参加は、これから益々重要視される必要があるから。	流山市自治基本条例の第6条の地域コミュニティの理念を具現化したもので、修正はありません。	無
	2	第21条 (市民等の市民自治の実践等) 第4項	参加の意思を尊重 参加のそれぞれの意思を尊重し が分かりやすい。	同趣旨と考えることから、修正はありません。	無
	3	第25条 (所掌事務)	施策提案、協働提案の審査結果の公表を明記すべき。 市民参加は情報公開から始まるから市民参加・協働の実施状況の把握、評価及びその結果の公表を明記すべき。 第1号の「条例の運用・・・」では弱い、直接的に書くべきでは？結果の公表は抜けている。	本条は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関の所掌事務を規定したものです。会議の内容は、第2章第3節の規定に基づき公表されることとなります。	無

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
8	1	第4節 意見交換会	意見交換会は誰の発議によるか。	ここで定められている意見交換会は、市が主催者となります。	
	2	第15条 (参加者の選 任及び代表 者の選出 等)	無作為抽出型市民会議について、外国人が選出された場合通訳はつけるか。 ろうあ者の場合手話通訳はつけるか。	無作為抽出型市民会議は、住民基本台帳から無作為に対象者を抽出します。こうしたことから、ご意見にあるような事情にある市民が、会議の構成員となった場合は、会議に支障がないよう配慮する必要があると考えます。	
	3	その他	本条例の見直し規定を設けるか。2年ごとに見直しを行う、など。	この条例に基づく市民参加の制度が、市民等の意見を反映したのになっていることや社会情勢の変化に対応しているかどうかなどを検討し、見直すことは必要と考えます。こうしたことから、市は、流山市市民参加推進委員会の所掌事務に「この条例の見直しに関する事項」を定めています。	無
9	1	前文	冒頭部分(第一段落)は唐突な印象で落ち着かないため、馴染深い市民憲章に則り、表現を見直すのが適切と考えます。 「私たちは、万葉の昔から穏やかな風土にはぐくまれたおおらかな気風と、平和と繁栄を旨とする市民の生活とが調和する、うるおいのある郷土をつくり、それを次の世代に引き継ぎたいと願っています。」 第四段落は、市民参加を促進するだけでなく、定着させることが大事ですので「市民参加を促進し、定着させるためには、・・・」とするのが望ましいと考えます。	No 1の項目1と同一です。	有
	2	第3条 (基本原則) 第1項 第3項	第3条第1項に「市民参加は、・・・各段階のうち、市民等、市及び議会が必要と判断する局面において行われるものとする。」と記載されていますが、ここは基本原則を述べるところなので、「市民参加は、・・・各段階において行われるものとする。」とすべきと考えます。 具体的な参加の対象については、第5条で規定されていることからここは基本原則を明確にすることでよろしいと考えます。 第3項の後半は、「・・・、お互いの役割を理解し、尊重しながら行われるものとする。」と、“尊重”を追加するのが望ましいと考えます。	市民参加は、市民等の自主性に基づいて行われるものですが、同時に、効果的、かつ、効率的に行われることが必要であり、その基準を明確にする必要があると考えることから、第1項の修正はありません。 ご意見を踏まえて、第3項は、次のように修正しました。 3 市民参加は、市民等、市及び議会がそれぞれのもつ特性を生かし、お互いの役割を理解し、尊重しながら行われるものとする。	有
	3	第4条 (市の責務) 第1項 第3項	第4条第1項に「市は、情報を積極的に提供する等、市民への説明責任を果たす・・・」と記載されていますが、情報提供と説明責任を明確に分けて記載するのが望ましく、「市は、情報を積極的に提供し、かつ市民への説明責任を果たす・・・」と変更するのが適切と考えます。 第3項は、「市は、市民参加を通じて得られる情報、知識及び意見を真摯に検討・・・」と“意見”を追加すべきと考えます。	ご意見のとおり、第1項は、次のように修正しました。 第4条 市は、情報を積極的に提供し、かつ、市民等への説明責任を果たすとともに、市民参加のしやすい環境を整備しなければならない。 ここでの市の検討の対象は、市民参加による意見そのものではなく、市民参加の手续や実施による一切の事柄を想定して規定しています。なお、「意見」については、同条第2項で規定していることから、修正はありません。	有

No.	項目	条項・該当箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無
9	4	第10条 (委員の公募) 第1項	第1項の最後の部分に公募委員の割合について“総数の3分の1以上”の記載がありますが、これは過半数が望ましいと考えますので、「・・・、その割合は、委員の総数の2分の1以上になるよう努めなければならない。」と変更すべきです。	公募市民の割合については、3分の1以上をひとつの目安としたもので、上限を定めたものではありません。	無
	5	第19条(議会の責務) 第1項 第3項	第4条と同様です。第1項に「議会は、情報を積極的に提供する等、市民への説明責任を果たす・・・」と記載されていますが、情報提供と説明責任を明確に分けて記載するのが望ましく、「議会は、情報を積極的に提供し、かつ市民への説明責任を果たす・・・」と変更するのが適当と考えます。 第3項は、「議会は、市民参加を通じて得られる情報、知識及び意見を真摯に検討・・・」と“意見”を追加すべきと考えます。	ご意見を踏まえて、次のように修正しました。 第19条 議会は、情報を積極的に提供し、かつ、市民等への説明責任を果たすとともに、市民参加のしやすい環境を整備しなければならない。 ここでの議会の検討の対象は、市民参加による意見そのものではなく、市民参加の手续や実施による一切の事柄を想定して規定しています。又、「意見」については、同条第2項で規定していることから、修正はありません。	有
	6	第21条 (市民等の市民自治の実践等) タイトル 第3項 第4項	第21条のタイトルについては、(地域コミュニティへの参加)に変更するのが望ましいと考えます。市民自治の実践は、地域コミュニティ活動と100%重なるわけではなく、多様な参加と活動がありえますので、第4章のタイトル(地域コミュニティ)に合わせた表現(地域コミュニティへの参加)が望ましいと考えます。 第3項の最後の部分に、「・・・、積極的な連携を図る組織を作るよう努めるものとする。」との記載がありますが、組織を作るのが目的ではないと思うので、ここは「・・・、積極的な連携を図るよう努めるものとする。」が適当と考えます。 第4項の後半部分についても、「・・・、誰でも自由に参加し、または行動できる環境の整備に努めるものとする。」は違和感がありますので、「・・・、誰でも自由に参加し、それぞれの異なる立場や特性を理解してコミュニティ活動の活性化に努めるものとする。」が適当と考えます。	本条は、流山市自治基本条例第6条の地域コミュニティの理念を具現化したものとして規定していることから、修正はありません。 第3項については、ご意見のとおり、修正しました。 市民等は、地域コミュニティ内における自己の地域活動が、強制ではなく、個人の意思が尊重されることを理解しなければなりません。また、コミュニティ活動の活性化と行動できる環境の整備は同趣旨と考えることから、第4項の修正はありません。	有
	7	第22条 (協働の推進) 第1項	第1項は意味がよく通じないため、以下のように修正するのが適当と考えます。「市民等、市及び議会は、地域課題の解決にあたっては、市民自治に基づき、それぞれの自主性及び特性を尊重し、継続した対話を通じて十分な協議と理解を深め、ともに知恵を出し合い、協力するものとする。」	市民等、市及び議会在が、それぞれの特性と立場を理解し、尊重しながら、連携、協力することにより、地域の課題を解決し、協働の推進に努めることを定めたものです なお、第22条第1項を次のように整理しました。 「市民等、市及び議会は、地域課題の解決にあたっては、自治基本条例で定める市民自治の基本理念に基づき、それぞれの自主性及び特性を尊重し、継続した対話を通じて十分な協議と理解の上、協働の推進に努めるものとする。」	有
	8	第23条 (協働における市の役割)	第23条第1項を以下のように修正する。「市は、協働を効果的に推進するために制度の整備に努めるものとし、次の各号に掲げる事項を行う。」	流山市自治基本条例第15条第3項に同趣旨の規定をしていることから、修正はありません。	無